

【開始の届出】

○ 営業所ごとの届出

「営業所」とは

人の営業の本拠であって、営業全般についての法律的事実行為の責任の所在場所をいい、営業所は特定金属くずの買受けを行う営業所に限定しています。

- 1 本人確認記録や帳簿を保存しているのみであり特定金属くずの買受けを行わない営業所については届出を行う必要はありません。
- 2 営業所ごとに当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に対して行う必要があります。

同一の都道府県内で複数の営業所を設ける場合、それぞれの営業所ごとに届出を行う必要があります。

- 3 営業所を設けずに行商のみを行う場合は、その住所又は居所を営業所とみなして営業所と同等の責任の所在場所とします。

○ 届出事項

・ 住所

法人の場合には「主たる事務所の所在地」、会社については、「本店の所在地」をいいます。

・ 代表者

法人である場合の「その代表者」とは、法令等により法人を代表する権限を有する者をいいます。

例えば、株式会社の代表取締役等が該当します。

・ 営業所の電話番号、電子メールアドレスその他連絡先に係る情報

盗難特定金属製物品に関する情報を提供するためのものであるから、電子メールアドレス等を記載してください。

・ 特定金属くずの保管場所の所在地

営業所で買い受けた特定金属くずを保管する場所全てをいいます。

営業所の敷地内に特定金属くずを保管している場合はその旨を記載してください。